

## 「佐渡島ゴールデンパス」 利用約款

2025年3月25日 制定

### (通則)

#### 第1条

本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施するドラ割「佐渡島ゴールデンパス」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

### (定義)

#### 第2条

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第2条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第3条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

### (対象車両)

#### 第3条

本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の2車種(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)を対象とします。

### (商品構成)

#### 第4条

本商品は、別表(1)に定めるインターチェンジ(以下「IC」といいます。)を周遊エリアとする商品をいいます。

### (実施期間等)

#### 第5条

本商品の実施期間は、令和7年4月1日(火)から当社が別途定める日までとします。

- 2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大4日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで(本商品申込み前の走行であっても、その走行が申込みいただいた利用開始日中の走行の場合、本商品の適用を受けます。))とします。なお、本商品は申込時に登録された利用開始日によっては、利用期間が3日間、2日間または利用開始日1日限りとなる場合があります。ただし、当社が別途指定した日(本商品のホームページにてお知らせします。)に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。
- 3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。ただし、関越自動車道 新座本線料金所では、本線料金所の通行日時をもって判定します。

4 本商品の料金は下表の通りです。

プラン名	4日間プラン	
	普通車	軽自動車等
佐渡島ゴールデンパス	10,000円	8,000円

(申込方法等)

## 第6条

本商品は、当社ホームページに定める商品（以下、「対象となる商品」といいます。）と併せて利用する場合のみ利用することができます。本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、対象となる商品ごとに定められた方法により利用開始までにインターネットにて申込みください。本商品申込み前の走行であっても、その走行が申込みいただいた利用開始日中の走行の場合、本商品の適用を受けます。なお、申込みの際は利用開始日、利用期間、車種、申込者氏名、住所（都道府県）、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限を登録してください。

2 本商品の申込みにおいて、申込みできる件数は、対象となる商品1件につき1件（1台）としますが、商品内容に佐渡汽船株式会社が運航するカーフェリーによる車両航送が含まれ、複数台航送する場合は、複数台分の申込みができます。複数台航送する場合は、ドラ割「佐渡島ゴールデンパス」申込フォームへアクセスし、航送車両毎に申込みをお願いします。

3 当社は、申込みの受付が完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。

4 本商品の申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録されたETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）が高速道路の走行に利用できることを保証するものではありません。（ETCカードの利用可否は発行カード会社または六会社の定めによります。）

5 本商品は、第3項の規定にかかわらず第12条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外若しくは本商品の申込みを無効とし、第8条第2項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合は、ETC時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。

6 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第13条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

(登録内容の変更)

## 第7条

本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、第13条第2項に定める解約を行ったうえで、再度、本商品のホームページよりお申込みください。

(利用方法)

## 第8条

本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項に示す方法でご利用ください。

2 申込時に登録した利用期間内に、別表（1）に定める区間の通行にご利用ください（回数制限なし）。

3 高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等（通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含む）から高速道路へ進入してください。

4 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車1台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けま

す。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

5 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。

6 入口料金所の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般(有人)レーン(以下「一般レーン」といいます。)で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。ETC 専用入口の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合は「ETC/サポート」または「サポート」と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は、登録 ETC カードと入口通行券を挿入してください(操作が分からぬ場合は、「係員呼出ボタン(レバー)」によりお申し出ください。)。

7 出口料金所の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、登録 ETC カードを挿入してください(操作が分からぬ場合は、「係員呼出ボタン(レバー)」によりお申し出ください。)。ETC 専用出口をご利用の場合は「ETC/サポート」または「サポート」と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。

#### (請求等)

##### 第 9 条

本商品を申込み、第 8 条第 2 項に定める通行を行った場合に本商品の料金を請求いたします。

2 本商品の申込時の登録 ETC カードに ETC マイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、マイレージ還元額から本商品の支払いに充当します。なお、ETC マイレージサービスの還元額で引き落とされた分の料金にはマイレージポイントは付与されません。

3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びに ETC 利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間料金表示は通常の料金となります。

4 ETC 利用照会サービス、マイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次の各号のとおりとなります。

一 第 8 条第 2 項に定める最初の通行は、入口 IC が「企画割引」となり、通行料金の欄が本商品の料金となります。

二 第 8 条第 2 項に定める 2 回目以降の走行は消去されます。

5 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、本商品の対象となる第 8 条第 2 項に定める 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETC パーソナルカードは、本商品の料金が適用される前の通行料金を含めた未払債務の合計額が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

#### 【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

##### 別紙参照

#### (他の割引との適用関係)

##### 第 10 条

ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用し、対象となる商品の料金には適用しません。

2 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません(本商品の料金の額には、ETC 時間帯割引や障がい者割引は適用されません)。

3 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 11 条

令和 7 年 4 月 1 日(火)から当社が別途定める日までの期間における、月曜日から金曜日までの平日のみを利用期間として申込み、第 8 条に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、付与するものとします。ポイントの付与割合についての詳細は HP でご確認ください。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第 12 条

各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
- 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
- 四 登録車種より上位の車種で通行した時
- 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
- 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき
- 七 第 8 条に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の IC 相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者の走行分は通常の料金の支払いを受けます(ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります)。この時周遊エリア外となる起点がジャンクションである場合は、周遊エリアに直近の IC(ただし、スマート IC を除く)から分割するものとします。また、入口 IC、出口 IC ともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 対象となる商品の予約が取り消されていたとき
- 二 本商品申込時に登録した利用期間内に、対象となる商品に含まれる佐渡島の往復乗船がないとき
- 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき
- 四 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けず通行したとき
- 五 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 六 前五号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 13 条

登録した利用期間に登録 ETC カードで第 8 条に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等の特別な事情により本商品の適用が適切でないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

2 本商品の解約手続きは、本商品に係る当社ホームページにてその記載内容に従って行ってください。ただし、本商品の利

用開始以降は不可となります。

3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第8条に定める通行がない場合に限り、前項各号にかかわらず、解約ができます。この解約手続きは、本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。

4 前2項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録ETCカードで第8条第2項に定める通行が無かつた場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

5 対象となる商品の解約は、前3項に定める本商品の解約とは別途手続きが必要です。本解約手続きは、対象となる商品を販売する事業者の定める旅行条件等に従って行ってください。

#### (個人情報の保護)

##### 第14条

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

#### (免責事項)

##### 第15条

当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込みにより、申込者の意図しない請求が行われたとき
- 四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 雪による通行規制(チェーン規制)等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

#### (約款の変更)

##### 第16条

当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

#### (附則)

この約款は、令和7年3月25日(火)から施行します。

#### 別表(1)周遊エリア

道路名	インターチェンジ
関越自動車道	練馬インターチェンジから長岡ジャンクションまで
上信越自動車道	藤岡ジャンクションから上越ジャンクションまで
北陸自動車道	長岡ジャンクションから新潟中央ジャンクションまで 上越ジャンクションから上越インターチェンジまで
磐越自動車道	新潟中央ジャンクションから新潟中央インターチェンジまで
首都圏中央連絡自動車道	あきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまで
日本海東北自動車道	新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまで

## 未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

別紙

ETCでのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

### 【例】

- デポジット額 40,000円
- ご利用可能額 40,000円
- ドラ割商品の料金 10,000円(6日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

#### 1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000円、11,000円、10,000円、9,000円)で計算するため42,000円となり、一時的にご利用可能額(40,000円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)の合計額の22,000円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



#### 2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000円、10,000円、9,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)を合算するため41,000円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)の合計額の22,000円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

